

宮崎地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

宮崎労働局一般公示第 12 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、宮崎地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「宮崎地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 5 年 8 月 29 日

宮崎労働局長 坂根 登

記

宮崎地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（2）推薦締切年月日

令和 5 年 9 月 19 日（火）

（3）推薦書の提出先

宮崎労働局労働基準部賃金室

（〒880-0805 宮崎市橘通東 3 丁目 1 - 2 2 宮崎合同庁舎 2 階）

（4）委員の任期等

本件公示は、委員の辞職（労働者を代表する委員 1 名）に伴う補欠委員の人選であり、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となること。